

「佐倉市ファシリティマネジメント推進基本方針（素案）」
に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成20年 8月18日から 平成20年 9月 1日まで
意見募集結果	意見提出者数： 1名 意見数： 3件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件 原案のとおりとしたもの 3件

(2) 意見の内容と市の考え方

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>本基本方針（素案）は市有施設の各所管課管理を全庁的な一元化管理にし、市有施設の活用、管理、供給等について、より効率的、効果的な手法をとるという至極当然の内容を書いているものであり、具体的には市の機構改変（一元管理組織の設置）の事案であり、パブコメにより市民の意見を聴取する内容となっていない。</p> <p>「佐倉市市民共同の推進に関する条例」第7条第1項第2号の規定による意見聴取とすれば、市有施設の今後の管理、活用、建て替え等について、当該基本方針による具体の案を提示して意見を聞くべきである、本素案はごく当たり前の理念を述べているに過ぎず、これによって当該条例に規定する手続きを経たものと考えていただきたくない。</p> <p>このような当たり前の考え方を示すだけでなく、今後、この方針を基に施設管理・活用</p>	<p>佐倉市市民協働の推進に関する条例第7条第1項第2号の規定において、実施機関（市長等）は、市の基本的な政策を定める計画及び個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定を実施する場合は、政策形成過程参加手続を実施するものとされております。</p> <p>今回の基本方針（素案）は、市の保有する施設等に関する基本的な政策を定める計画であることから、当該規定に基づき実施したものです。</p>	無

	<p>がなされれば、当然利用者である市民への影響がでるものなので、各施設あるいは施設の種類ごとの具体的な管理活用を提示して意見を聞くべきである。</p>		
2	<p>本素案「はじめに」及び第3の(4)に記載してあるように、全国的にも当市の高齢化が顕著であり、高齢市民の割合が高くなることを考慮しても、なぜ「ファシリティマネジメント」という英語を使用するのか理解に苦しむ。国の役人など一部の中ではよく使用されている言葉としても、一般的に周知されている言葉ではない。例えば「市有施設適正活用推進計画」ではなぜいけないのか。</p> <p>市民にわかりやすい用語の使用を望む。</p>	<p>ファシリティマネジメントとは、本基本方針(素案)『1.ファシリティマネジメントの定義』の中でも述べておりますように、建物だけに限定されたものではなく、土地や設備もその対象とする概念となっております。本手法は、そもそもはアメリカで構築された手法ではありますが、こうした建物を含む全ての内外の環境を対象とした経営的理念に相応する適切な日本語が存在しないことから、原語を使用しております。</p>	無
3	<p>素案第4の前書きの中で、「市有施設に関する・・・、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、今後・・・」「そうした中、ファシリティマネジメント推進にあたって、・・・」とあるが、意味不明である。</p> <p>ファシリティマネジメントを推進するというのが、今回市が提示している方針であり、ファシリティマネジメントとはいえないが、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れて今後、施設の管理・活用を図るというのが、今回市が提示している方針であるのではないので、「ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ」との表現は意味がよくわからない。</p>	<p>本基本方針(素案)『2.策定の目的』の中で述べておりますが、本基本方針(素案)は、佐倉市が組織としてファシリティマネジメントを推進し、市有施設等を良質な資産として次世代に適切に引き継ぎ、次世代の負担を軽減することを目的に策定したものです。</p> <p>また、『4.ファシリティマネジメント推進の基本的な考え方』の中におけるファシリティマネジメントの考え方とは、経営的な視点から設備投資や管理運営を行おうとする考え方を示したものです。</p>	無

